

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008横第33号	
事故等名	貨物船第五豊和丸運航不能(推進器損傷)	
発生日月時刻	平成20年8月1日 11時00分ごろ	
発生場所	京浜港関東宇部コンクリート工業株式会社大井工場岸壁前	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月10日 横浜・地方事故調査官が海難報告書を精査し、船舶所有者に損傷状況について電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実		
船種・船名・総トン数	貨物船 第五豊和丸 204トン	
船舶番号	134321	
船舶所有者等	株式会社ハマダ	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	負傷者 なし	
損傷	プロペラ曲損	
事故等の経過	本船は、平成20年8月1日11時00分ごろ、京浜港関東宇部コンクリート工業株式会社大井工場岸壁で揚荷を終えた直後、機関を前進にかけて離岸しようとしたとき、プロペラに衝撃を感じたために、直ちに機関を停止し、船内各所を点検して、浸水その他異常がなかったため、機関を再び前進にかけたところ、振動を発生したため、翌2日株式会社アイ・エス・ビーに入渠し、曲損したプロペラを修理した。 なお、船長はプロペラ曲損に至ったと考えられる流木(角材)については、前示の揚荷中、船首に浮いているのを認めていたが、離岸作業の際、同角材が見えなくなっていたので機関を使用したものであった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船が前示の揚荷中、プロペラに損傷を与えかねない流木(角材)が船首に浮いているのを認めていたものと考えられる。 離岸作業を行う際、船首に浮いていた角材が見えなくなっていたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が離岸する際に流木が推進器に接触したため、推進器が損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	